

四日市市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第62号

四日市市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例

四日市市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例（平成24年四日市市条例第48号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(水道布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 水道布設工事監督者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学<u>(同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。)</u>を含む。)<u>又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後)</u>、水道に関する技術上の実務に5年以上従事した経験を有する者</p> <p>(4)から(8)まで (略)</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 水道技術管理者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者とする。</p>	<p>(水道布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 水道布設工事監督者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、水道に関する技術上の実務に5年以上従事した経験を有する者</p> <p>(4)から(8)まで (略)</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 水道技術管理者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者とする。</p>

(1) (略)

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後 (専門職大学前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者 (専門職大学前期課程にあっては、修了した者) については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) (略)

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した (当該学科目を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。) 後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者 (専門職大学前期課程にあっては、修了した者を含む。次号において同じ。) については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実

(1) (略)

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) (略)

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

務に従事した経験を有する者 (5)及び(6) (略)	(5)及び(6) (略)
-------------------------------	--------------

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(上下水道局管理部総務課)